

縁を円に変え、未来の円を創る。

LEQUIOS

SOCIAL NETWORK SERVICE

株式会社レキオスソーシャルネットワーク

概要書面

2019年5月31日施行

紹介者記入欄

紹介者名	代理店 番号
直上者名	代理店 番号

※紹介者の方は必ずご記入ください。

本書面は「特定商取引に関する法律」第37条1項により、交付することが義務付けられている書面です。株式会社レキオスソーシャルネットワークの提供するサービス及び商品、ビジネスをお伝えする場合、会員候補者が入会する、しないに関わらず必ずお渡しして内容を説明する必要があります。会員候補者は、契約をされる前に、本書面の内容をよく読み、ご自身で十分理解してください。また、本書面は必ずお手元に保管してください。

01 はじめに

株式会社レキオスソーシャルネットワーク（以下、当社）は住みよい社会づくりを実現するために地域に絆を取り戻す活動を目的とした会社です。本書面は、特定商取引に関する法律に定められた内容を記載しており、当社の取扱商品やビジネスプランを理解した上で皆様が安心して参加できるよう作成したものです。

商品購入及び代理店登録にあたっては本書面をよくお読みになり、賛同された方のみご契約ください。また、代理店として活動を希望する方は、本書面の記載内容を遵守しなければなりません。記載内容を遵守しない場合は、除名処分や活動停止等の措置を講じることがあります。

本書面に関するご質問等は、紹介者または当社カスタマーセンター（098-941-3365）にお問い合わせ下さい。また当社は記載事項について必要に応じ、当社の専らの裁量により訂正、変更をする権利を有します。

02 会社概要

会 社 名	株式会社レキオスソーシャルネットワーク
代 表 者	源河 光雄
設立年月日	2019年4月15日
所 在 地	〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比 1-1-1 レキオスおもろまち駅前ビル 7F
連 絡 先	TEL. 098-941-3365 FAX. 098-941-3191 MAIL: contact@lequios-sbn.co.jp
U R L	http://www.lequios-sbn.co.jp/

03 取扱商品

1. 初回登録費用及び月額利用料の内訳

- ・レキオス倶楽部ソーシャルネットワークサービス代理店の権利
- ・各種商材の販売権

2. レキオス倶楽部ビジネスネットワーク代理店の

特典と権利

- ① 特定負担を支払う事で当社取扱商品・サービス購入・利用ができます。
- ② 取得条件を満たした場合、実績に応じて報酬（特定利益）を取得できます。
- ③ 代理店を紹介することができます。
- ④ 第一種通信事業者の回線を利用した SIM カードを貸与します（通信容量7GB までの使用は無料、10分以内の通話は何度でも無料）

04 代理店登録の方法、および条件

1. 代理店登録条件

- ① 個人の場合、20 歳以上に限り登録が可能です。但し、学生は登録できません。
- ② 登録の際、審査申込とともに、本人確認の為に当社指定の本人確

認書類の写しのご提供が必要となります。本人確認対象書類は以下の通りです。本人確認書類には氏名・住所・生年月日の記載があり、ご登録いただいた情報と一致している必要がございます。

- ・運転免許証
- ・日本国パスポート及び補助書類（住民票または公共料金領収書）
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保険福祉手帳
- ・特別永住者証明書
- ・外国人登録証明書

- ③ 登録希望住所と「本人確認書類」の住所が異なる場合は、登録希望住所が確認できる「公共料金領収書」を併せてご提出下さい。
- ④ 法人の場合、代表者（代表者は 20 歳以上に限ります。また学生は不可とします。）による申込みによって登録が可能です。登録の際は審査申込とともに、登録する法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の提出（取得後 3 ヶ月以内のもの）、代表者の「本人確認書類」の提出が必要となります。
- ⑤ 沖縄県に住所をお持ちの方。または沖縄県で仕事をされている方。
- ⑥ 外国籍の場合、本ビジネスを行うことが可能な日本国内の特別永住者証明書を所持しており（当該資格は本ビジネスを行う限り、継続して必要となります）、日本語を十分理解できること。また登録申請日以降 6 ヶ月以上日本に滞在し一定住所に居住していることが確実な方。尚、代理店登録の際は、「特別永住者証明書（写し）」あるいは「在留カード（写し）」などの提出が必要となります。（代理店登録後も確認のために提出をお願いする場合があります）
- ⑦ 以下に定める者は、登録ができません。反社会的勢力関係者 / 破産者、成年被後見人 / 懲役または禁固の刑に処せられた者 / 国家公務員、地方公務員 / 住所不定の者 / 被補助人 / 被保佐人 / 以前、登録をしており、何らかの理由で除名処分になった者 / クーリングオフ及び退会手続完了日の翌月から起算して 3 ヶ月以上経過していない者 / その他代理店として適格でないと当社が判断した者 / 日本国内金融機関に本人名義の口座を所有していない者
- ⑧ 登録には当社の審査に認証され、特定負担として初回登録費用のお支払いが必要です。
- ⑨ 登録資格のない者が登録していることが後に発覚した場合、発覚した時点で除名処分となります。除名となった場合、登録時に遡り報酬受給資格を失効し、それまでに受給した報酬は全額返金していただきます。
- ⑩ 当社は代理店に対し、本人確認のために当社指定の本人確認書類の写しの提供を請求する権利を有します。

2. 代理店登録申請の手順と特定負担

- ① 登録の際には書面、または WEB 登録により審査申込をしてください。その際、本人確認書類の提出が必要です。
- ② 紹介者から概要書面を受領し、書面及び口頭で説明を受けてください。また、内容を十分にお読み頂き、ご理解ご納得を頂いた上で申請をしてください。

※以下の項目については必ずご確認ください。

- (1) 本ビジネスの目的について
- (2) 登録料及び商品購入代金（特定負担）について
- (3) 登録の条件、特に学生及び 20 歳未満の方は代理店として登録できないこと

- (4)当社の取扱商品について
- (5)特定利益について
- (6)クーリングオフを含む契約の解除について
- (7)登録完了後、契約書面が手渡されること。または後日当社より登録住所または配送先住所に配送されること。
- (8)審査申込時の書面の本人控え及び契約書面を契約の控えとし、申請者本人が保管しなければならないこと
- (9)ビジネス活動を行うにあたって、禁止事項・その他規約を遵守しなければならないこと

③代理店登録申請方法は次の通りです。

- (1)代理店登録をご希望の方は当社あるいは当社認定講師のセミナーを受講し概要書面の説明を受けてください。(セミナーの受講に費用はかかりません)
- (2)審査申込は専用の WEB 登録ページより申し込む事ができます。必要事項を入力し審査申込を行ってください。その際本人確認書類を添付してください。または何らかの事情で書面による審査申込となった場合は当社カスタマーセンターまで郵送あるいは受講会場にてご提出ください。
- (3)審査申込及び当社セミナーの受講を受けた後に、審査の承認があり次第、入金方法の SMS をお送りいたしますので、コンビニエンスストアにてコードを発行し決済を行ってください。サービス提供開始時は銀行振込の対応を予定しております。なおその際の振込手数料は代理店の負担となります。
- (4)決済確認後、レキオス倶楽部ソーシャルネットワークサービス代理店の特典と権利の登録手続きを行っていただきます。登録手続き完了後、5営業日以内にサービス利用のためのアカウントが発行されます。アカウントの発行をもってサービス開始となります。(状況によってアカウントの発行にお時間をいただく場合がございます)

決済後、店頭にて契約書面をお渡しいたします。受け渡しを郵送にてご希望の場合は、準備が出来次第の発送になります。

- 初回登録費用のお支払いが、入金方法の SMS が到着した翌月末日までに確認できなかった場合は自動的に審査申込の申請を取り消しといたします。

④初回登録費用（特定負担）は次の通りです。

商 品	金 額
レキオスソーシャルネットワークサービス初期登録料(税別)	15,000 円
レキオス倶楽部年会費（非課税）	12,000 円
月額利用料(税別)	5,500 円
初回登録時 お支払い合計金額	32,500 円

- ・レキオスソーシャルネットワークサービス初期登録料は、アカウント発行を伴うシステム登録および事務手数料です。
- ・月額利用料は取扱商品に記載の各種サービスを利用するための費用です。

初回登録時のお支払い金額は、レキオスソーシャルネットワークサービス初期登録料の 16,200 円(税込)、レキオス倶楽部年会費の 12,000 円(非課税)、月額利用料1ヶ月分の 5,940 円(税込)の合計 34,140 円になります。

サービス提供開始時は銀行振込の対応を予定しています。

なおその際の振込手数料は代理店負担となります。

何らかの事情で銀行振込が必要となった場合は、下記の口座にお振込をしてください。

お振込み先口座情報②			
振込先金融機関	琉球銀行	店 名	真嘉比支店
取引種類	普 通	口座番号	74195
口座名義	株式会社レキオスソーシャルネットワーク 代表取締役 源河光雄		

お振込み先口座情報①			
振込先金融機関	沖縄銀行	店 名	曙町支店
取引種類	普 通	口座番号	1615915
口座名義	株式会社レキオスソーシャルネットワーク 代表取締役 源河光雄		

お振込み先口座情報③			
振込先金融機関	沖縄海邦銀行	店 名	新都心支店
取引種類	普 通	口座番号	186754
口座名義	株式会社レキオスソーシャルネットワーク 代表取締役 源河光雄		

⑤初回登録費用の支払方法は、以下の方法になります。

【コンビニ決済】

1 件あたり 220 円(税別)の手数料をご負担頂きます。

サービス提供開始時は銀行振込の対応を予定しております。

なおその際の振込手数料は代理店の負担となります。

⑥書面にて審査申込を行なった場合は書面をコピーし、大切に保管してください。

⑦手続き完了までにお申し込みをお断りする場合、すでにご入金いただいた商品代金は速やかに返金いたします。

⑧毎月の手続き締切日

アカウント発行日：月末締めの手続き分まで

⑨締切日以内での申請であっても審査申込内容・商品代金等で不備があった場合、その不備が解決され当社で登録処理が完了した日が契約締結日となります。

⑩審査申込が当社へ到着してから3ヶ月間入金の確認が取れない場合、審査申込の書面等は当社にて破棄させていただきます。

3. 代理店の有効期限について

月額利用料の未払いが2ヶ月続いた場合、自動的に解約となります。

4. その他

①本ビジネスにおける権利の効力は日本国内に限定します。

②代理店登録内容の変更（法人、個人）

個人から法人、法人から個人の変更は、代表者や取締役に関限り変更が可能です。個人登録から法人登録に変更する場合は、当社が承認した場合に限り、所定の申請書とともに登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の提出（取得後3ヶ月以内のもの）が必要となります。

③名義変更

代理店の権利を持つ方が死亡した場合、相続人が相続開始を知った時から3ヵ月以内を期日とします。それらを証明する法的書面とともに必要書類を当社へ提出頂き、当社が妥当と認めた場合に限り名義変更が可能です。対象者は本人の2親等までとなります。

- ④代理店権利のダウンライン組織は如何なる理由があってもポジション変更はできません。
- ⑤登録した代理店情報に変更があった場合は、所定の申請書に必要事項を記入の上、速やかに当社まで提出してください。

05 月額利用料について

毎月 1 回の月額利用料のお支払いをすることで各種サービスの提供を受けることができます。月額利用料の支払方法は口座振替またはクレジットカード決済からお選びいただけます。

- ①口座振替は原則、口座振替依頼の申込みをした月の翌々月から開始します。例として 5 月 31 日に不備なく申込をした場合、7 月 27 日より口座振替が開始されます。口座振替を申し込んだ翌月はコンビニ決済にてお支払いとなります。
- 口座振替 1 件あたり 100 円 (税別) の手数料は代理店負担となります。預金口座振替依頼書で指定された口座から前月の 27 日に引落しを実施します。但し、27 日が金融機関休業日の場合は翌営業日に実施します。口座振替をお申込みの場合、口座振替が開始されるまでの期間は SMS にてコンビニ決済の通知をお送りいたしますので、コンビニエンスストアにてコードを発行し決済を行ってください。その際の決済手数料は代理店負担となります。
- ②クレジットカードの場合は、前月 27 日決済を行います。クレジットカードは代理店本人名義のカードのご利用に限ります。利用できるクレジットカードは VISA、MasterCard、JCB となります。
- ③何らかの理由で口座振替、クレジットカード決済が出来なかった場合は SMS にてコンビニ決済の通知をお送りいたしますので、コンビニエンスストアにてコードを発行し決済を行ってください。その際の 1 件あたり 500 円 (税別) の決済手数料は代理店負担となります。
- ④月末の締め日までにお支払いが確認できなかった場合は SMS にてコンビニ決済の通知をお送りいたしますので、コンビニエンスストアにてコードを発行し決済を行ってください。締め日を過ぎてお支払いの確認ができた場合は、対象月に遡って報酬を算出し、お支払いを確認できた年度の報酬と合わせてお支払いいたします。

06 代金の決済・お届け時期

1. 初回登録料の決済時期とお届け時期

決済方法	決済時期	サービス開始時期
コンビニ振込	随 時	サービス利用アカウントの発行

サービス利用アカウントの発行をもってサービス開始といたします。

2. 年会費更新の決済時期

決済方法	決済時期
口座振替	更新月の 27 日
クレジットカード決済	更新月の 27 日

3. 月額利用料の決済時期

決済方法	決済時期
口座振替	前月 27 日
クレジットカード決済	前月 27 日

07 報酬制度 (特定利益)

●報酬規定

- ①報酬は毎月月末で締め、翌月 25 日に指定口座へ振込みます。尚、報酬支払日が金融機関休業日にあたる場合は、金融機関の翌営業日に支払います。
- ②報酬を取得するためには、当月において月額利用料のお支払いを行って各報酬の取得条件を満たしている必要があります。
- ③報酬は振込対象額合計が 3,000 円以上となった際に支払います。尚、振込額が 3,000 円未満の場合は翌月へ繰越し 3,000 円以上になった時点で支払います。振込対象額は繰越金額 + 当月報酬額 + その他調整額の合計とし、事務手数料を差引く前の金額とします。
- ④事務手数料は振込額が 30,000 円未満の場合は 50 円 (税別)、30,000 円以上の場合は 150 円 (税別) となります。報酬は事務手数料を差引いた額を振込みます。その際の事務手数料は代理店の負担となります。
- ⑤報酬振込口座は沖縄県内 3 銀行 (琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行) にご指定いただけます。
- ⑥同月の報酬支払金額が 12 万円を超える場合は源泉徴収を行います。但し、法人登録の場合は税務申告を行っているものとして源泉徴収を行いません。
- ⑦報酬支払後に返品・解約等が発生し過剰支払いとなった報酬は、次回の報酬支払時に相殺します。尚、支払明細上マイナスが生じた際は振込による支払いを依頼する場合があります。お支払いいただく場合は書面により通知を行いますので、当社が書面にて指定した期日までに当社指定口座へ振込ください。また、振込手数料は代理店の負担となります。
- ※10 万円以上の場合は報酬額の 3%、30 万円以上の場合は報酬額の 5% を寄付いたします。寄付金控除の対象になりません。

●組織構築方法 (マップ)

あなたからみて 1 段目の段階には最大で 7 人の代理店を紹介する事ができます。(代理店全体の総登録数が当社の定める規定数に達すると横に最大 7 人の条件は終了します。終了の時期は当社にお問い合わせください。)

1 段目の代理店の下にはさらに紹介する事ができます。紹介に指定がない場合はオートポジションによってマップ配置されます。オートポジションは、段数が一番浅い場所に左側優先で自動的にマップに配置される仕組みです。

①: 登録時獲得報酬

あなたが紹介した方が代理店登録するとともに 7,000 円の登録時獲得報酬が発生します。登録時獲得報酬はマップの 1 段目からのみ発生します。2 段目以降に配置されたポジションからは登録時獲得報酬は発生しません。

条 件	報酬
代理店登録を獲得 (1 登録ごと)	7,000 円

②: 獲得報酬

あなたの組織で当月にレキオスソーシャルネットワークサービス月額利用料を支払っている代理店数に応じて次の表の通り獲得報酬が

発生します。横に 7 系統、縦に 5 段階の代理店が継続し続ける限り毎月発生します。

解約・退会なども含め月額利用料が未払いのポジションからは報酬は発生しません。（代理店全体の総登録数が当社の定める規定数に達すると横に最大7人の条件は終了します。終了の時期は当社にお問い合わせください。）

段階	報酬
1 段目	950 円
2 段目	300 円
3 段目	250 円
4 段目	200 円
5 段目	150 円

08 倫理綱領

1. 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為

本ビジネスの説明・勧誘・契約の締結を行うにあたって、以下の事項を行うこと及び以下の事項を教唆することは禁止事項となっています。禁止事項を行った場合は、その行為者が法律により罰せられます。

- ①勧誘に先立ち、勧誘の相手方に以下の事項を明示しないこと
 - (1)当社の名称
 - (2)紹介者の氏名
 - (3)特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘する目的である旨
 - (4)本ビジネスに係る商品の種類
- ②以下の事項について不実告知（事実でないことを告げる）や、事実不告知（故意に事実を告げない）となる行為。また以下の事項について、書面及び口頭にて説明を行わないこと
 - (1)商品の種類、品質等
 - (2)商品の販売価格
 - (3)商品代金の支払時期及び支払方法
 - (4)本ビジネスの条件とされる特定負担
 - (5)本ビジネスの契約解除（クーリングオフを含む）
 - (6)契約の申込の撤回または契約の解除に関する事項
 - (7)本ビジネスに係る特定利益
 - (8)顧客が契約の締結を必要とする事情（契約を結ぶ動機）に関する事項
 - (9)その他、本ビジネスに係る事項であって、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項
- ③契約を締結させるため、または契約の解除を妨げるため、相手方に威迫、困惑を与える行為
- ④契約の解除を妨げるため、相手方に不実告知または事実不告知を行うこと
- ⑤概要書面を交付しないこと
- ⑥概要書面の紹介者記入欄に紹介者の氏名を記載しないこと、または虚偽の記載をすること
- ⑦当社取扱商品の案内、説明会等の催事への参加を強要すること
- ⑧目的を明示せず、一般の人が出入りしない場所で勧誘すること
- ⑨審査申込時に虚偽の記載を行うこと

⑩稀有な成功例や非現実的な収入例を引用し、あたかも確実に成功するかの如き印象を与えて勧誘すること

⑪請求・承諾のない者に対してのメール及び SNS による勧誘行為

2. 当社が定める禁止行為

以下の事項は当社が定める禁止行為であり、代理店本人が行うことはもちろんのこと、紹介者や他の代理店を教唆することも禁止します。禁止行為に違反があった場合は罰則規定に記載の処分を受ける場合があります。紹介者および管理、指導、監督責任があると判断された代理店も連帯責任を負うものとします。

- ①代理店登録条件を満たさない者に対し、代理店登録を働きかけること
- ②代理店登録条件を満たさない者が、代理店登録を行うこと
- ③20 歳未満の者及びその他の者の判断力不足に乘じ、契約を締結させること
- ④明らかにビジネス活動ができない方を勧誘及び契約を締結させること
- ⑤消費者金融等の利用による商品購入を勧めることや、代理店間で金銭の貸借を含む融資の斡旋を行うこと
- ⑥代理店登録の意志がないと既に表明している方に、長時間に亘り、強引に説得を行うこと
- ⑦夜 9 時以降の深夜、あるいは朝 8 時以前の早朝に相手の同意なしにビジネス活動を行うこと
- ⑧射幸心をあおる話し方をしたり、成功の困難さを言及せずにビジネス活動を行うこと
- ⑨「絶対儲かる」「必ず成功する」「月収〇〇万円以上は確実に得られる」「紹介活動だけで簡単に収入が得られる」「1 ヶ月続ければサラリーマンには絶対に手にできない収入が得られる」等、あたかも参加するだけで必ず利益が発生することと誇大表現をすること
- ⑩報酬明細を見せて勧誘すること
- ⑪あたかも公的機関から何らかの承認を受けているかのように勧誘を行うこと
- ⑫心理的、精神的不安状態に陥らせる等の行為をもって勧誘すること
- ⑬道路その他の公共の場所において、相手方の進路に立ちふさがり、または相手方につきまとい勧誘すること
- ⑭道路、公共機関、民間施設等でのキャッチセールスやビラ配り等を行うこと
- ⑮ビジネスへの参加に係る契約を締結する場合に、本ビジネス参加にとって不当に不利益になる特約を規定すること
- ⑯ビジネスプランとして認められていない事項を、ビジネス参加者が本人の裁量で取引の相手方に口頭で約束すること
- ⑰代理店が当社の役員、従業員と名乗ること（代理店は独立した事業主とします）
- ⑱代理店登録条件を満たさない者及び未登録の者が、代理店の従業員となり実質的にビジネス活動をすることや、代理店の権利を享受すること
- ⑲代筆、名義の貸借、架空名義、相手に無断での申込書の作成、虚偽事項の記載を行うこと
- ⑳本ビジネスの契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること及び芸名・ペンネーム・通称等、運転免許証等の公的書類と異なる名義での

申込をすること

- ①審査申込の書面の本人控を、申請者本人に渡さないこと
- ②代理店が当社の承認無しに、名称やロゴ・商標・著作物をコピーや転写すること及び資料・文書・名刺等を作成すること
- ③代理店が、当社の承認を得ずに、雑誌・出版物・インターネット・ラジオ・テレビ・折込広告・DM等のメディアを用いて、本ビジネスの宣伝広告及び販売行為を行うこと
- ④代理店が、勧誘のために SNS・メールを送信すること
- ⑤本書面及び当社の発行する書面の内容を改ざんすること
- ⑥当社が発行する書冊、カタログ、資料以外の、各代理店が任意で作成した補助用品に誇大表示をすること及びそれを使用し勧誘すること
- ⑦当社主催の大会、説明会等において、当社の許可無く録画・録音すること
- ⑧各種セミナー及び研修等において、他の組織、商品の説明、勧誘及び販売等を行うことや、代理店間で他社 MLM 等の勧誘活動を行うこと。また、同業他社でのコンサルタント業務やセミナー講師などを行うこと
- ⑨当社で知り得た情報を当社以外のビジネスに利用すること
- ⑩代理店が代理店組織の中に特定派閥を設け、互いの利益を損ねたり、攻撃したりすること
- ⑪当社及び本ビジネス、他の代理店のイメージを傷つける行為
- ⑫その他、公序良俗に反する行為をすること
- ⑬その他、著しく当社及び他の代理店に対して不利益をもたらすと思われる発言、行為をすること
- ⑭クロスリクルート：クロスリクルート：代理店が同業他社及び類似するビジネスを他の当社代理店に紹介する事を禁止します。紹介とは直接、間接を問わず、商品の斡旋、販売及びビジネスの勧誘、奨励、登録等を行うこと、また行おうとすることです。同様に当社ビジネスの活動を中止するよう働きかける事も禁止します。さらに、既に当社に登録をしている代理店に自分の組織（グループ）に加わるよう働きかけたり、他のラインへの移動を推奨する事も禁止します。クロスリクルートは代理店資格を喪失後も禁止いたします。尚、クロスリクルートは当社ビジネスに多大な影響を及ぼすものであり、問題が発覚した時点で、被害を最小限に抑えるため、当社の専らの裁量により、当該代理店に対して除名処分を含む厳重な措置を講じます。
- ⑮いかなる場合も代理店資格の譲渡はできません。
- ⑯反社会勢力あるいはそれに類する者の紹介。紹介した場合は連帯責任を負います。

3. 代理店の責務

代理店登録をすれば、必ず代理店としてのビジネス活動をしなければならないという義務はありません。但し、ビジネス活動を行う際は、概要書面・契約書面の内容に基づき、すべての規定を遵守しなければなりません。また、特定商取引に関する法律・薬機法・個人情報保護法・所得税法等その他関連法規及び公序良俗に反する方法で、ビジネス活動を行うことはできません。

- ①代理店は、本書面の内容を理解した上で、正しいルールに基づき、代理店としての自覚と誇りをもって、健全なビジネス展開を行ってください。

- ②ビジネス活動において、本人の氏名を明記した概要書面を交付し、本ビジネスの内容について書面及び口頭で十分に説明を行ってください。
- ③契約に関する重要事項は、必ず相手方に説明し、理解、納得を得てください。
- ④代理店は、下位系列の代理店に対して、契約の内容及び条件ならびに関連法規等の適切な理解を促し、確実に遵守するように指導してください。
- ⑤代理店は、利益や成功を保証されるものではなく、本人の努力の結果、すなわち実績に応じて利益が得られます。よって、いかなる形態においても所得の保証はなされません。
- ⑥代理店は独立した事業主であり、本人の事業に関する決定事項や収入、支出に対しての責任を負わなければなりません。
- ⑦ビジネス活動に伴い、紛争が生じた場合は、その解決方法等はすべて当社の指示に従っていただきます。
- ⑧ビジネス活動に伴い、代理店登録希望者、代理店及び第三者からの苦情または解約等の消費者問題が発生した場合、当該ビジネス活動を行った代理店及びその代理店を指導、管理、監督すべき立場にある代理店は、すべてその責任と費用で解決し、当社には何らの迷惑もかけないことを確約し保証するものとします。
- ⑨代理店は、日本国内で定められている特定商取引に関する法律・所得税法等の関連法規を含むあらゆる法律及び規則を遵守しなければなりません。
- ⑩代理店は、日本国内で定められている税法に従い、納税しなければなりません。
- ⑪代理店は、本ビジネスによって得た所得を、所得税法に従い毎年確定申告をしなければなりません。また当社から「確定申告の写し」の提出を求められた場合は、2 週間以内に必ず提出しなければなりません。
- ⑫代理店は、当社が主催する各種会合・イベント・研修・セミナー等に参加する場合は当社が事前に承認した場合を除き男女を問わずビジネスに相応しいスタイルでの参加を義務とします。
- ⑬代理店が、本ビジネス以外の職に就いている場合は、当然ながらその就労上の規則等を遵守しなければなりません。
- ⑭代理店は当社のイベント等に積極的に参加し、また傘下の代理店に対して育成、指導を行う様に努力するものとします。
- ⑮本ビジネス及び商品について、当社に直接問い合わせがあった場合は、当社は以下のとおり対応します。
 - (1)問い合わせ者が、代理店より本ビジネスについての情報を得ていた場合は、その情報を伝えた代理店に依頼します。
 - (2)問い合わせ者が本ビジネスについて知り得た情報源を確認できない場合は、地域・年齢等を公平に考慮し、代理店に依頼します。

4. 返品・交換

未使用商品に瑕疵等がある場合は返品・交換対応をいたしますので、当社まで速やかにご連絡ください。退会に伴う返品規定については、後述「契約の撤回」をご覧ください。

5. 罰則規定

当社の審査により、代理店が以下の事項のいずれかに該当する、または該当事由の発生に指導、管理、監督責任があると判断した場合は、諸般の事情を考慮した上で以下のいずれかの処分または複数

の処分に付することができるものとします。

- ①除名処分
- ②代理店資格停止処分
- ③報酬の減額及び支払の停止処分
- ④戒告等の懲戒処分
- ⑤注意・警告
- ⑥罰則としての報酬相殺・代理店資格の停止の場合、該当する事由が解消されたと当社が判断した際に、当該代理店の資格を再承認する場合があります。代理店資格を停止、取消しされている間に発生している報酬は、いかなる理由であっても、当社に請求できません。①除名処分、④戒告等の懲戒処分となった代理店資格（当該ポジション）の全ての権利は当社に帰属し、当社が管理するものとします。反社会勢力あるいはそれに類する者を紹介した場合、紹介者にも連帯責任を負っていただきます。また、以下の事由により当社が損害を被った場合は、当該代理店には当社に対し損害を賠償して頂きます。また当該代理店を指導、管理、監督すべき立場にある代理店は、問題解決に当たり、当社に協力して頂きます。尚、本条項は代理店資格喪失後も有効とします。
 - (1)当社の定める禁止事項、規約、概要書面の条項に違反した場合
 - (2)当社の定める代理店の責務を怠った場合
 - (3)特定商取引法に関する法律及び関連法規及び公序良俗に違反した場合
 - (4)各種セミナー及び研修等において、薬機法に反して効果効能を謳い当社取扱商品の説明を行った場合
 - (5)消費生活センター及びその他公的機関の指導を受ける等の消費者問題を引き起こした場合
 - (6)代理店間で金銭問題、異性問題等の重大な紛争を引き起こした場合
 - (7)代理店としての品位を傷つけ、適正を欠くと当社が判断した場合
 - (8)クロスリクルートをした場合
 - (9)公序良俗に反する発言、行為をしたと当社が判断した場合
 - (10)その他、代理店として相応しくない発言、行為をしたと当社が判断した場合

10 個人情報の取扱

1. 個人情報保護基本方針

- ①当社は、個人情報の保護について極めて重要なことと認識しており、代理店のプライバシーを最大限に尊重し、その管理と保護を行い、継続的に改善・向上に努めます。
- ②個人を識別できる情報、及び当該個人が購入した商品やサービス等の情報を「個人情報」と定義します。
- ③当社が把握しております代理店の個人情報については以下のような目的で利用させていただきます。
 - (1)当社の商品・サービス・セミナー・イベント・会報等の情報を提供するため。
 - (2)商品の発送、アフターサービス、販売・マーケティング
 - (3)宣伝物、印刷物の送付、営業活動のため。
 - (4)レキオス倶楽部ソーシャルネットワークサービス代理店及びグループサービスを提供するため。
- ④代理店登録が完了した後、代理店番号・氏名・住所・電話番号・購入実績・返品履歴等の個人情報を第三者に提供する場合があります。
 - (1)紹介者や同じグループ内上位の代理店に対して提供する場合
 - (2)商品・サービス情報を提供する場合
 - (3)各種通知書類などを代理店に送付する目的で、業務委託先に対して必要な情報を提供する場合
 - (4)裁判所・警察、またはこれに準じた権限を有する機関から書面での照会があった場合
- ⑤代理店は当社に登録したことで知り得た個人情報などを自己の責任において管理し、第三者に漏洩したり、不当な目的のために利用したりしてはなりません。
- ⑥個人情報の取扱いに関するご質問・ご相談は、当社までお問い合わせください。

株式会社レキオスソーシャルネットワーク
TEL:098-941-3365

09 契約の解除・解約・撤回

- ①代理店は、何時でも書面での申し出により退会ができ、それに伴う違約金または損害賠償の請求をされることはありません。
- ②クーリングオフ期間終了後に代理店登録の解約を行う場合は、退会となります。退会する場合は退会届を当社に提出してください。
- ③退会・除名その他の失効理由に関わらず、代理店資格を失効した代理店は報酬を受給する権利は一切発生しません。
- ④退会に伴う返金、報酬に関して
解約を申し出た時点で、それまでにお支払い済みの代金の返金はされません。
- ⑤代理店資格失効月の前月 15 日までに月額利用料のお支払いを中止していない場合は、該当月の月額利用料の口座引落しが実施される場合があります。その際には上記④と同様に扱います。

11 抗弁権の接続

代理店は、クレジット会社等の割賦購入斡旋業者から割賦による代金支払いの請求を受けたときに、当該商品もしくは当該権利の販売につき、それを販売した業者（当社）に対して生じている事由をもって当該支払いの請求をする割賦購入斡旋業者に対抗できます。

1. 概要書面・契約書面及び契約内容の改定

当社は、社会情勢の変化・経済事情の変動・各システム変更・関連法規変更及び遵守に伴い、当社が必要と判断した場合は、概要書面・契約書面及び契約内容（取扱商品・特定負担・特定利益の算出方法等）を予告なしに追加・訂正・加筆等により改定があるものとします。変更内容については、当社のホームページあるいは代理店への通知において、お知らせし、代理店が異議を述べずに次の取引を行った場合は、変更内容に了解したものとします。

2. 代理店ページの中断・停止等

当社は、代理店ページの稼働状態を良好に保つために、以下に該当する場合、予告なしに代理店ページの提供の全てあるいは一部を停止することがあります。

- ①システムの定期保守及び緊急保守のために必要な場合
- ②システムに負荷が集中した場合
- ③火災、停電、第三者による妨害行為などによりシステムの運用が困難になった場合
- ④その他、やむを得ずシステムの停止が必要と当社が判断した場合

3. 免責

- ①通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止、データへの不正アクセスにより生じた損害によって代理店に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。
- ②当社は、当社のウェブページ・サーバー・ドメインなどから送られるメール・コンテンツに、コンピュータウィルスなどの有害なものが含まれていないことを保証いたしません。

4. 管轄裁判所

代理店と当社との関係における一切の紛争について、当社所在地における那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

13 クーリングオフについて

※契約書面または初回商品の到着日から起算して 20 日間は書面により契約を解除（クーリングオフ）することができます。またその効力は書面を発信した日（郵便消印日付）から発生します。クーリングオフを行った場合は、返品費用は当社が負担し、お客様は損害賠償、違約金等を請求されることはありません。また、すでに商品代金が支払われている場合は支払い済みの登録料等の代金全額を速やかに返金します。ハガキに代理店番号、氏名、住所、連絡先、申込日、商品受領日及びクーリングオフの旨を記入の上、当社宛に郵送ください。尚、書面を郵送される際は、簡易書留のご利用をお勧めします。

※上記クーリングオフの行使を妨げるために、事業者または勧誘者が不実のことを告げたためにお客様が誤認し、または威迫され困惑し、クーリングオフができなかった場合は、当社からクーリングオフできる旨の書面を受領し、その内容について口頭で説明を受けた日から起算し 20 日間はクーリングオフができます。

【記入例】

切手	郵便はがき	9020068	沖縄県那覇市真嘉比1-1-1	レキオスおもろまち駅前ビル7F	株式会社 レキオスソーシャルネットワーク行	・代理店番号	・氏名	・住所	・連絡先	・申込日 西暦 年 月 日	・商品受領日
	氏名	住所	郵便番号								

表

裏

上記日付の申込は撤回し
契約を解除します。

西暦 年 月 日

株式会社レキオスソーシャルネットワーク

〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比1-1-1 レキオスおもろまち駅前ビル7F
TEL: 098-941-3365 FAX: 098-941-3191